2026.9.14

東京グローバル・パスポート　よくあるご質問（FAQ）

東京グローバル・パスポートの募集等に関して、よくある質問（FAQ）をまとめました。
生計維持者に関する質問はこちらでまとめていますのでご参照ください。

よくあるご質問・目次

１．応募の要件について
２．応募に係る手続きについて
３．留学計画・内容について
【支援対象となる活動・探求活動について】
【受入機関について】
【留学期間について】
【その他】
４．支援内容・支援金等について
５．選考・審査について
６．事前研修・事後研修について
７．採用決定後の手続きについて
８．安全管理について

応募の要件について

Ｑ１－１　応募要件について教えてください。

Ａ１－１　派遣留学生としての要件に加え、留学計画及び在籍大学等についても要件を設けています。以下は、要件の一部ですので、詳細は募集要項「６　派遣留学生の要件」「７　留学計画の要件」「８　在籍大学等の要件」を確認してください。

（派遣留学生の要件）
・応募時及び留学期間中にわたり、日本国籍を有する者
・応募時において生計維持者（原則として父又は母）が引き続き１年以上都内に住所を有している者　など

（留学計画の要件）
・留学目的・目標に沿った探求活動が含まれている計画　　など

（在籍大学等の要件）
・留学中の派遣留学生の活動状況を適切に管理する体制を有すること　　など

Q１－２　家計基準や所得制限はありますか？

A１－２　家計基準や所得制限はありません。

Q１－３　学業成績や語学力は問われますか？

A１－３　学業成績については、在籍大学等における GPA が 2.5 以上（4.0 満点換算）であることを必須の要件としています。ただし、大学１年生等で入学以降の成績が未確定の場合は、高校３年間の評定平均値が 3.5 以上（5.0 満点換算）であることを要件としています。

語学力については、ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）　B１以上の語学力を有することを推奨しています。

Q１－４　GPA の算出方法について教えてください。

A１－４　在籍大学等において、4.0 満点の GPA 制度（不可の科目の含めて算出）を導入している場合は、在籍大学の成績証明書等に掲載されている GPA の数値を応募フォーム入力してください。

4.0 満点の GPA 制度（不可の科目の含めて算出）が導入されていない場合は、募集要項別添の「GPA 計算書」を使用し、GPA を算出してください。

Q１－５　「GPA 計算書」を使用して GPA を算出する場合、自分の在籍大学等の成績表記が何段階評価に該当するか教えてください。

A１－５　以下の例を参考にしてください。

- A＋（最秀）、A（秀）、B（優）、C（良）、D（可）、F（不可）の場合、「６段階評価」
- S（秀）、A（優）、B（良）、C（可）、D（不可）の場合、「５段階評価」
- A（優）、B（良）、C（可）、D（不可）の場合、「４段階評価」

なお、4～6 段階評価に当てはまらない在籍大学等については、いずれかに当てはめて GPA を算出し、計算の根拠を提出してください。詳細は、募集要項別添の「GPA 計算書」を参照してください。

Q１－６　成績証明書に「不可」の科目の掲載がない場合、GPA はどのように計算すればよいですか？　総登録単位数で計算すればよいのですか？

A１－６　「GPA 計算書」を使用して GPA を算出する場合、不可の科目も含めて計算してください。成績証明書に不可の科目が表示されない場合は、成績表や履修登録システムの画面等の不可の単位数が分かる書類を用意して、GPA を算出してください。また、GPA の算出に使用した成績が確認できる書類（成績証明書、成績表、履修登録画面等を含む。）を提出してください。

Q１－７　成績証明書に不可の科目は表示されませんが、「不合格科目の単位数合計」という項目があり、不可の科目の合計の単位数が表示されます。その場合でも、履修登録システム等の不可の単位数が分かる画面の画像データの提出は必要ですか？

A１－７　成績証明書で総登録単位数と不可の科目の単位数が確認できる場合は、履修登録システム等の不可の単位数が分かる画面の画像データを提出いただく必要はありません。

Q１－８　成績評価がつかない科目の GPA 計算の取り扱いについて、認定「N」・合格「P」・不合格「Q」の 3 種類がある場合、「GPA 計算書」にどのように入力すればよいでしょうか？

A１－８　成績評価がつかない科目は GPA 計算には算入しません。いずれの場合も、「GPA 計算書」の【評価評号：合／P】取得単位数】欄に入力してください。

Q１－９　既に大学等を卒業しており、新たに国内の大学等に進学する場合、GPA 等の提出はどのようにすればよいですか？

A１－９　以前在籍していた大学等の成績証明書に基づき GPA を入力するとともに、成績証明書を提出してください。

Q１－10　９月入学なので、応募期限までに入学後の成績が確定しません。この場合は、高校３年間の成績証明書を提出することで応募することは認められますか？

A１－10　９月入学等の理由で、応募時点で在籍大学等における成績証明書が出ていない場合は、高校３年間の成績証明書を提出してください。

Q１－11　９月から大学院に第１学年として進学するため、大学の成績証明書を提出する予定です。「GPA 計算書」を使用して GPA を算出する必要がありますが、成績証明書に不可の科目が表示されていません。この場合、履修登録システムの画面等の提出が必要とのことですが、大学はすでに卒業しているため、当該システムを閲覧することができません。どのように対応すればよいですか？

A１－11　大学の成績に不可がある場合は、大学の成績所管部署等にご確認の上、「不可」となった科目を確認できる書類又は画面等を提出してください。なお、不可の科目がない場合は成績証明書の提出のみで、履修登録システムの画面等は不要です。

Q１－12　既に大学等を卒業しており、新年度から新たに国内の大学等に進学する場合、GPA 等の提出はどのようにすればよいですか？

A１－12　以前在籍していた大学等の成績証明書に基づき GPA を入力するとともに、成績証明書を提出してください。

Q１－13　語学能力試験のスコアは有効期間内のものが対象となりますか？

A１－13　取得時期は問いませんので、有効期間内でなくても構いません。ただし、提出いただくスコアが現在の語学力を正確に反映していることが望ましいため、できる限り直近のスコアを提出してください。

Q１－14　語学力について、無料のアプリなどで測定したスコアも認められますか？

A１－14　認められません。

Q１－15　英語の語学能力試験のスコアであれば、全て認められますか？

A１－15　英語については、以下が、語学力スコアを証明する書類として公式スコアレポートの提出が可能な語学能力試験です。

ケンブリッジ英語検定、実用英語技能検定、GTEC、IELTS、TEAP、TEAP CBT、TOEFL iBT、TOEIC L&R、TOEIC S&W

なお、上記の試験のスコアを有していない場合は、在籍大学等の教員が作成した語学能力証明書（募集要項別紙３）を提出してください。

Q１－16　英語圏以外の国に渡航する場合は渡航先の言語の語学能力試験のスコアが必要ですか？

A１－16　英語又は渡航先で使用する言語のスコアを提出してください。英語以外の言語については、以下が、語学力スコアを証明する書類として公式スコアレポートの提出が可能な語学能力試験です。

ドイツ語（TestDaF、ゲーテ・ドイツ語検定試験、ÖSD）、オランダ語（CNaVT）、フランス語（DELF、DALF、TCF）、イタリア語（CILS、CELI、PLIDA）、スペイン語（DELE）、中国語（HSK、TOCFL）、韓国語（TOPIK）

上記の試験のスコアを有していない場合、又は渡航先で使用する言語の語学能力試験が国内で実施されていない場合については、在籍大学等の教員が作成した語学能力証明書（募集要項別紙３）を提出してください。

Q１－17　語学能力試験の公式スコアレポート等を持っていない場合でも応募することは可能ですか？

A１－17　本制度の応募にあたっては、原則、語学能力試験の公式スコアレポート等を提出する必要があります。公式スコアレポート等を持っていない場合には、試験を受験いただくか、在籍大学等の教員が作成した語学能力証明書（募集要項別紙３）を提出してください。

Q１－18　短期コースと中長期コースを併願することは可能ですか？

A１－18　併願することはできません。

Q１－19　短期コースに応募し採択された学生が、次年度に中長期コースへ再度応募することは可能ですか？

A１－19　短期コースから中長期コースへのステップアップの視点から、短期コースに採択された学生が、次年度以降に中長期コースに応募することは可能です。ただし、短期コースを終了され、留学報告書をご提出いただいた後に、中長期コースに応募いただくことを想定しています。

なお、中長期コースに採択された学生が、留学終了後に短期コースに応募することはできません。

Q１－20　他の留学支援制度と併願することは可能ですか？

A１－20　併願は可能です。ただし併給は認められないため、本制度での採用決定時に他団体による海外留学支援制度にも採用されている場合には、いずれかを辞退いただく必要があります。

Q１－21　大学から交換留学・派遣留学の学生に奨励金（数万円程度）を支給していますが、本制度と併給することは可能ですか？

A１－21　在籍大学等からの奨励金等も含め他団体による海外留学支援制度との併給は認められません。

Q１－22　他の海外留学支援制度との併給は不可とありますが、学内の支援（教員の研究費から旅費を支給するなど）も含めて、併給は不可ですか？

A１－22　募集要項で定める「６派遣留学生の要件」（11）に記載のとおり、学内の支援も含め、他の海外留学支援制度との併給は認めておりません。

Q１－23　「高等教育の修学支援新制度」の給付型奨学金など、留学と関係のない奨学金を受給している場合、本制度と併給することは可能ですか？

A１－23　他の海外留学支援制度との併給は認めておりませんが、生活費や通常の授業料の援助など、海外留学を目的としていない奨学金であれば、併給は可能です。

Q１－24　応募時に提出する公的証明書（住民票、戸籍抄本など）に有効期限はありますか？

A１－24　発行日から３か月以内のものを提出してください。

Q１－25　本制度は通信教育課程に在籍する学生も対象となりますか？

A１－25　卒業又は学位取得を目的とした通信教育課程に在籍する場合は、本制度の対象となります。

Q１－26　応募時点、採択時点又は留学開始時点で、在籍大学等を休学している場合も応募できますか？

A１－26　在籍確認ができれば、休学中でも問題ございません。ただし、休学して留学する場合も、募集要項の「派遣留学生の要件」で定めるとおり、留学終了後に在籍大学等で学業を継続する意欲のある者、卒業又は学位取得しようとする者であることが必須となります。

なお、休学中の本制度への申請の可否については、在籍大学等にご相談の上、手続きをお願いいたします。

応募に係る手続きについて

Q２－１　応募に際して注意する事項はありますか？

A２－１　以下の点に注意してください。

・語学学習（語学の習得を目的とする活動）のみを行う計画は、支援の対象外です。語学学習は、探求活動と組み合わせることにより、留学計画に組み込むことが可能です。

・受入機関は、原則として大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関とします。

・探求活動の内容とその充実度は意欲や主体性の裏付けとして留学計画の重要な構成要素であり、審査の際に重要視します。

Ｑ２－２　募集開始等の際は、大学等宛てに東京都よりアナウンスが入りますでしょうか。それとも、大学等担当者が東京都のホームページを適宜確認する形になりますか？

Ａ２－２　募集開始等については東京都の公式ホームページや公式 SNS 等で周知します。併せてこれまでに大学等事務担当者用学校アカウントの申請実績のある大学等及びお問合せフォームから連絡先をご登録いただいた大学等につきましては、登録いただいた連絡先宛てにご案内させていただきます。

Ｑ２－３　留学目的・目標の異なる留学計画を複数作成し、それぞれ応募することは可能ですか？

Ａ２－３　留学目的・目標の異なる留学計画を複数応募することはできません。ただし、留学目的・目標を達成するための受入機関については、最大３箇所まで、それぞれ第３希望まで記載することができます。

なお、受入機関が４つ以上ある場合は、別途設けてある記入スペースに記載可能です。

Ｑ２－４　大学等を通さずに、個人で応募することは可能ですか？

Ａ２－４　在籍大学等の確認を受けずに応募することはできません。応募を希望する学生は、必ず在籍大学等と相談の上、応募してください。

Ｑ２－５　応募後に在籍大学等が変わる予定がある場合、転学前か転学後かどちらの大学等を通じて応募すればよいですか？

Ａ２－５　他の大学等への転学が決定している場合であっても、応募時の在籍大学等を通じて応募してください。転学後は、転学先の大学等と相談した上で東京グローバル・パスポート事務局へ属性変更届を提出してください。

なお、転学先の大学等が、在籍大学等の要件を満たしている必要がありますので、ご確認の上応募してください。

Ｑ２－６　応募時には大学等に在籍していますが、留学前に在籍大学等を卒業（中退）し、就職又は海外大学への編入を予定している場合、支援対象となりますか？

Ａ２－６　応募時及び留学期間中にわたり、国内の大学等に在籍していることを派遣留学生の要件としており、留学前に在籍大学等を卒業（中退）する場合は、支援の対象外です。

Ｑ２－７　応募フォームでの、申請方法の詳細を教えてください。

Ａ２－７　「応募マニュアル」（応募開始日までにホームページにて公開予定）を確認してください。

Ｑ２－８　応募後に、応募書類を差替えたり、記載内容を訂正することは可能ですか？

Ａ２－８　応募の締切までは応募書類の差替えや記載内容の訂正を行うことができます。
なお、応募の締切以降はいかなる事情であっても差替えや訂正は認められません。

Ｑ２－９　本学は複数のキャンパスを有しており、各キャンパスの担当部署から応募や支援中の手続を行いたいのですが、可能ですか？

Ａ２－９　システムにログインするための学校アカウント発行は、学校ごとに１つとしています。各窓口分の学校アカウントを作成することはできませんが、複数のキャンパスや部署で共有したい場合は、ログイン用のメールアドレスに共通メールアドレスをご登録することも可能です。詳細は、在籍大学等教職員用応募マニュアル（p.５）をご確認ください。

留学計画・内容について

【支援対象となる活動・探求活動について】

Ｑ３－１－１　どのような留学計画が支援対象となりますか？

Ａ３－１－１　原則として、大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関への留学で、在籍大学等が教育上有益と認めており、留学目的・目標に沿った探求活動が含まれている計画が支援対象となります。

なお、探求活動とは、インターンシップ、ボランティア、フィールドワーク、プロジェクトベースドラーニング、実験、実習、講義への参加等、留学目的・目標の達成のために主体的に取り組む活動を指します。

Ｑ３－１－２　座学は探求活動として認められますか？

Ａ３－１－２　探求活動とは、インターンシップ、ボランティア、フィールドワーク、プロジェクトベースドラーニング、実験、実習、講義への参加等、留学目的・目標の達成のために主体的に取り組む活動を指します。そのため、留学の目的・目標に沿った活動であれば、座学での講義参加等も探求活動として認められます。

なお、有償インターンシップなど、いかなる理由を問わず、報酬や活動に必要な費用（食費・宿泊費等）の補助などの金銭給付を受ける活動は、 計画に組み込むことができません。

Ｑ３－１－３　高等教育機関で講義・授業の履修を行わず、研究室での研究活動等のみを行う留学計画は支援対象となりますか？

Ａ３－１－３　高等教育機関での研究活動やインターンシップは、留学目的・目標の達成のために主体的に取り組む活動であれば、探求活動に該当しますので、他の講義・授業の履修を行わなくても、支援対象となります。応募に当たっては、留学計画書で、その探求活動が留学目的・目標にどのように結びついているのかを記入してください。

Ｑ３－１－４　留学先で学ぶ学修活動は、スポーツや芸術などの分野も対象となりますか？

Ａ３－１－４　本制度の支援対象は、原則として、大学・大学院・短期大学に相当する高等教育機関への留学です。海外の大学等で学ぶ学修活動には、分野の制限はありません。

活動の内容が留学の目的・目標に沿っており、在籍大学等が教育上有益であると認めた場合は、スポーツや芸術などの分野も対象となります。

Ｑ３－１－５　探求活動先はどのように探したらよいですか？

Ａ３－１－５　留学先の教育機関等のホームページのほか、在籍大学等で紹介されている場合がありますので、ご自身で主体的に調査・行動して探してください。

Ｑ３－１－６　探求活動について、活動時間の目安（週○時間以上など）はありますか？

Ａ３－１－６　時間数や日数等の指定はありません。ただし、探求活動の内容とその充実度は意欲や主体性の裏付けとして留学計画の重要な構成要素であり、審査の際に重要視します。

Ｑ３－１－７　語学学習と探求活動を組み合わせる計画の場合、語学学習と探求活動の割合について決まりはありますか？

Ａ３－１－７　留学目的・目標に沿った探求活動が含まれている計画であれば、語学学習と探求活動の割合に関わらず応募することができます。ただし、探求活動の内容とその充実度は意欲や主体性の裏付けとして留学計画の重要な構成要素であり、審査の際に重要視します。

Ｑ３－１－８　大学等が用意する既存の留学プログラムのみでの留学は支援対象となりますか？

Ａ３－１－８　大学等が用意する留学プログラムに参加する場合でも、留学目的・目標に沿った探求活動が含まれている計画であれば支援対象となります。ただし、探求活動が留学目的・目標にどのように結びついているのかを留学計画書にて説明してください。記載が ない場合は探求活動とはみなしません。

なお、探求活動の内容とその充実度は意欲や主体性の裏付けとして留学計画の重要な構成要素であり、審査の際に重要視します。

Ｑ３－１－９　大学等が用意する既存の留学プログラムの中にフィールドワークが組み込まれていますが、そのプログラムに参加するだけで支援対象となりますか？

Ａ３－１－９　探求活動とは、留学目的・目標の達成のために主体的に取り組む活動を指します。そのため、大学等のプログラムに組み込まれている活動であっても、留学計画書にて留学目的・目標とどのように結びついているかご説明いただければ探求活動とみなします。ただし、探求活動の内容とその充実度は意欲や主体性の裏付けとして留学計画の重要な構成要素であり、審査の際に重要視します。

Ｑ３－１－10　大学附属の語学学校で行われる異文化交流の講義やフィールドワークは探求活動として認められますか？

Ａ３－１－10　大学附属の語学学校で行う語学学習以外の活動は、探求活動として認められます。

Ｑ３－１－11　海外の民間団体でボランティアやインターンシップを行う留学計画は支援対象となりますか？

Ａ３－１－11　大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関での活動と組み合わせて、留学目的・目標に沿ったボランティアやインターンシップを行う場合には支援対象となります。ただし、有償インターンシップなど、いかなる理由を問わず、報酬や活動に必要な費用（食費・宿泊費等）の補助などの金銭給付を受ける活動は、計画に組み込むことができません。

Ｑ３－１－12　インターンシップを行う際に、金銭給付は受けませんが、宿舎の提供（企業の社員寮や近くのホテル）という形で、インターンシップ先から現物給付を受ける場合は対象となりますか？

Ａ３－１－12　現物給付であっても、金銭給付に類するものは認められません。

Ｑ３―1－13　留学が大学の履修課程に組み込まれている場合は支援対象となりますか？

Ａ３－1－13　留学が大学の履修課程に組み込まれている場合も、留学目的・目標に沿った探求活動が含まれている計画であれば、支援対象となります。ただし、探求活動の内容とその充実度は意欲や主体性の裏付けとして留学計画の重要な構成要素であり、審査の際に重要視します。

なお、在籍大学等と受入機関の間で締結された学生交流に関する協定等により、受入機関において授業料不徴収又は全額免除となっている場合、授業料は支援対象外です。

【受入機関について】

Ｑ３－２－１　受入機関は大学に限られますか？

Ａ３－２－１　受入機関は原則として大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関です。ただし、大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関における活動と組み合わせることを条件に、以下の要件を全て満たす法人・団体等の機関も対象とします。

・教育上有益な学修活動の実施が可能であること。
・受入許可書の発行が可能であること。
・在籍確認が可能であること。
・緊急時の連絡体制が整っていること。

なお、個人による受入れは認められません。

Ｑ３－２－２　大学附属の語学学校は受入機関として認められますか？

Ａ３－２－２　大学附属の語学学校は、大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関とみなし、受入機関として認められます。語学学習（語学の習得を目的とする活動）は、探求活動と組み合わせることにより、留学計画に組み込むことが可能です。

Ｑ３－２－３　大学附属の病院は受入機関として認められますか？

Ａ３－２－３　大学附属の病院は、医学部等の学生が実習等の学修活動を行う高等教育機関の教育研究施設であることから、受入機関として認められます。

Ｑ３－２－４　大学の学生団体は受入機関として認められますか？

Ａ３－２－４　大学の学生団体は、大学の附属機関ではないことから高等教育機関と見なせないため、受入機関として認められません。

Ｑ３－２－５　語学学校と民間団体等での探求活動を組み合わせる留学計画は認められますか？

Ａ３－２－５　大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関（附属を含む。）である語学学校での語学学習と受入機関の要件を全て満たす法人・団体等での探求活動を組み合わせた留学計画は認められま

す。また、民間団体等の語学学校での語学学習は、大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関での探求活動と組み合わせる場合に認められます。ただし、民間団体等の語学学校における授業料は中長期コースの授業料の支援の対象外です。

Q３－２－６　受入機関が大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関であるかは、どのように確認すればよいですか？

A３－２－６　以下のいずれかの方法により確認してください。

① ユネスコの規約により各国が設立している NIC（高等教育資格承認情報センター）の「高等教育機関の一覧」に掲載されているかを確認してください。
参考リンク：国・地域別の情報 | NIC-Japan、高等教育資格承認情報センター

② 上記①に該当しない場合は、IAU（国際大学協会）の「世界高等教育データベース」に掲載されているかを確認してください。
参考リンク：Search Results – WHED – IAU's World Higher Education Database

③ 上記①・②で確認できない場合は、受入機関が高等教育機関に該当するということが分かる書類（ホームページの学校情報等）を応募の際に提出してください。

Q３－２－７　日本国内の団体が海外で行うボランティア活動に参加する留学計画は支援対象となりますか？

A３－２－７　支援対象外です。受入機関は海外の大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関又は一定の要件を満たす民間団体等であることが要件となります。

Q３－２－８　留学先国・地域が複数ある留学計画は支援対象となりますか？

A３－２－８　支援対象となります。この場合、短期コースの支援金については、より留学日数の多い留学先国・地域の支援金を支給します。留学日数が同じである場合は、より金額が高い方の留学先国・地域の支援金を支給します。

中長期コースの現地活動費については、留学先国・地域が複数にまたがる月がある場合は、当該月のうち、より留学日数の多い留学先国・地域の月額を支給します。留学日数が同じである場合は、より金額が高い方の留学先国・地域の月額を支給します。また、中長期コースの渡航費等準備金については、留学先国・地域が「アジア地域」と「その他の地域」のいずれも該当する場合は、「その他の地域」の金額を支給します。

Q３－２－９　応募時点で受入機関が確定していない場合でも応募することは可能ですか？

A３－２－９　可能です。応募時点で受入機関が確定している必要はありませんが、受入機関の記載がない留学計画は認められません。また、派遣留学生として採用決定後、支援金の交付申請時（原則留学開始日の１か月前）までに受入機関を確定させ、受入許可書を東京グローバル・パスポート事務局へ提出する必要があります。なお、採用決定後に受入機関が確定できず、新しく機関を探すこととなる場合は、留学実施までに留学計画変更申請とその承認を受ける必要があります。この手続は承認までに１か月以上必要としますし、必ずしも承認を受けられるとは限らないため、応募時に受入機関とのアポイトメントを進められることを強くお勧めします。

Q３－２－10　留学先が既に確定している場合でも、受入機関は第２希望まで入力必須ですか？

A３－２－10　留学に当たっては様々な状況の変化が考えられるため、受入機関の第２希望は、原則として入力必須です。ただし、本制度への応募時において、大学等内での選考により派遣留学生として決定しており、受入機関が既に確定し変更の可能性がない場合に限り第２希望の入力は不要です。

在籍大学等におかれては、応募者が交換留学等の派遣留学生に決定しており、受入機関が確定していることの確認にご協力をお願いします。

Q３－２－11　採用者はどのような受入機関に留学しますか？

A３－２－11　令和８年度（2026 年度）短期コース（夏留学）及び中長期コースの受入機関（予定）は、以下のとおりです。

【短期コース（夏）】

アジア	マラヤ大学（マレーシア）、チュラロンコン大学（タイ） ジャドブプル大学（インド）　等
大洋州	ディーキン大学・メルボルン大学（オーストラリア）
北米	ハーバード大学、コロンビア大学、ペンシルベニア大学、 カリフォルニア大学デービス校（アメリカ合衆国） ブリティッシュコロンビア大学（カナダ）等
中南米	アスンシオン国立大学（パラグアイ）
欧州	ケンブリッジ大学・マンチェスター大学（英国）、 ユトレヒト大学（オランダ）、リヨンカトリック大学（フランス）等
中東	ボアジチ大学（トルコ）
アフリカ	アル・アハワイン大学（モロッコ）、ガーナ大学（ガーナ） 西ケープ大学（南アフリカ共和国）

【中長期コース】

アジア	延世大学（韓国)、シンガポール国立大学（シンガポール） ガジャマダ大学（インドネシア）　等
北米	ニューヨーク大学、ワシントン大学、ミネソタ州立大学ムーアヘッド校、 カリフォルニア大学ロサンゼルス校（アメリカ合衆国） トロント大学（カナダ）等
中南米	グアナファト大学（メキシコ）
欧州	キングス・カレッジ・ロンドン（英国） エセック経済商科大学院大学（フランス） オスロ大学（ノルウェー)、スイス連邦工科大学チューリッヒ校（スイス）等
アフリカ	ザンビア大学（ザンビア）

【留学期間について】

Q３－３－１　留学期間の考え方について教えてください。

A３－３－１　留学期間は、渡航日・帰国日ではなく、受入機関での活動開始日から活動終了日までの期間を指します。受入機関の発行する受入許可書（受入機関が受入を許可する旨の書類）に記載される期間と必ず一致させるようにしてください。

Q３－３－２　短期コースに応募したいのですが、参加を希望しているプログラムの受入機関での活動日数が 27 日です。応募することは可能ですか？

A３－３－２　応募することはできません。留学期間は、受入機関での活動開始日から活動終了日までの期間を指します。短期コース（夏留学）は、留学期間が 28 日以上 4 か月未満、短期コース（春留学）は、留学期間が 28 日以上 3 か月以内であることが必要です。ただし、他のプログラムと組み合わせることで、留学期間が 28 日以上となる場合には応募することが可能です。

Q３－３－３　授業開始前のオリエンテーション等は、留学開始日に含みますか？

A３－３－３　授業開始前のオリエンテーションについては、受入機関から出席を求められていること及び、現地で行われることを満たす場合、留学開始日に含みます。

Q３－３－４　１年を超える留学をする際に、１年だけ本制度の中長期コースの支援を受け、残りの期間は支援なしで留学を続ける場合は支援対象となりますか？

A３－３－４　留学期間が１年を超える場合は支援の対象外です。

Q３－３－５　渡航日及び帰国日について、決まりはありますか？

A３－３－５　渡航日については、2027 年１月１日（金）から 2027 年３月４日（木）までの間に受入機関での活動を開始できるよう渡航してください。

帰国日については、2027 年３月 31 日（水）までに帰国してください。

Q３－３－６　留学期間の終了後も、プライベートで一定期間、海外に滞在することは可能ですか？

A３－３－６　本制度は留学計画の実行を目的として渡航する学生を支援するものであり、プライベートでの滞在は学生の状況を把握できなくなるなど安全管理上の懸念もあることから、留学期間の終了後は速やかに帰国してください。

Q３－３－７　ひと月の留学日数が少ない場合でも現地活動費は支給されますか？

A３－３－７　留学日数が 15 日未満になる月がある場合、当該月の現地活動費を支給しません。なお、留学日数に渡航日・帰国日は含みません。

Q３－３－８　留学先の大学等が長期休暇であっても、在籍確認が提出できれば、支援が受けられるのですか？

A３－３－８　現地活動費は、留学計画の実行にかかる現地活動の支援として支給するものであり、学期の終了日から次の学期の開始日までの間の長期休暇や一時帰国により、現地で全く活動しない月がある場合は、支援の対象とはなりません。ただし、長期休暇の間でも現地で留学目的・目標に沿った探求活動を行い、その探求活動の受入機関から在籍確認書が提出されれば、当該探求活動を行った月は支援の対象となります。

【その他】

Q３－４－１　大学等ではまだ春季短期留学のプログラムが公表されていませんが、その場合、何を参考に検討したらよいですか。

A３－４－１　在籍大学等が過去に実施したプログラムの情報が参考になります。 過去の情報については、在籍大学等にご相談ください。また、留学を希望する教育機関等のホームページから情報を得られる場合があります。

Q３－４－２　複数の学生等でチームを組んで留学する計画は支援対象となりますか？

A３－４－２　チームでの応募は受け付けていません。

支援内容・支援金等について

Ｑ４－１　支援の内容を教えてください。

Ａ４－１　短期コースの場合は、留学計画の実行に係る支援として、定額を一括支給します。

中長期コースの場合は、渡航費等準備金、授業料及び現地活動費を支給します。渡航費等準備金は定額を支給、授業料は実費額（上限あり）を支給、現地活動費は月額定額を支給します。

なお、支援金は留学先国・地域により異なります。詳細は募集要項「５　支援の内容」を確認してください。

Ｑ４－２　支援金は在籍大学等を通じて支給されますか？

Ａ４－２　支援金は、東京都から派遣留学生に直接支給されます。

Ｑ４－３　本制度の支援金は返済の必要はありますか？

Ａ４－３　本制度の支援金は給付型のため返済は不要です。ただし、留学中に各要件を満たさなくなった場合や各種申請書類の内容に虚偽があることが認められた場合などには、派遣留学生としての採用を取り消し、支援金の一部もしくは全部の返納を求めることがあります。

Ｑ４－４　支援金等の返納が必要になるのはどのような場合ですか？

Ａ４－４　留学期間の短縮等によって支援金の支給月数が変わるなど、留学計画の変更内容によって、支援金の返納が必要になる場合があります。また、留学中に各要件を満たさなくなった場合や各種申請書類の内容に虚偽があることが認められた場合などには、派遣留学生としての採用を取り消し、支援金の一部もしくは全部の返納を求めることがあります。

Ｑ４－５　中長期コースで留学先国・地域が複数ある留学計画が採用された場合、渡航費等準備金は２回支給されますか？

Ａ４－５　渡航費等準備金の支給は、定額で１度だけです。設問例のように、留学先国・地域が複数あり、「アジア地域」（21 万円）と「その他の地域」（35 万円）のいずれも該当する場合は、「その他の地域」の金額を支給します。

Ｑ４－６　渡航費等準備金に海外旅行保険等は含まれますか？

Ａ４－６　航空券の購入や事前・事後研修への参加のほか、ビザ（査証）取得、予防接種及び海外旅行保険等の留学準備にかかる費用を支援する目的で、渡航費等準備金を定額で支給します。

なお、海外旅行保険は、海外滞在中の思わぬ病気やけが等への備えとして、安心して留学生活を送る上で必要と考えることから、できる限り加入してください。

Ｑ４－７　面接審査を受けに行くための交通費や旅費は支給されますか？

Ａ４－７　支給されません。

Q４－８　授業料の支援対象を教えてください。

A４－８　留学先国・地域の受入機関（大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関に限る。）において、講義の受講や探求活動等の実施にあたり、当該受入機関に支払う必要のある費用を対象とします。

なお、在籍大学等と受入機関の間で締結された学生交流に関する協定等により、受入機関において授業料不徴収又は全額免除となっている場合は支援対象外です。

Q４－９　請求書に記載されている費用のうち、どのようなものが授業料として認められますか？受入機関から、授業料と一緒に請求される施設費や学生活動費は、授業料の支援対象として認められますか？

A４－９　東京グローバル・パスポート事務局が請求書の内容を確認し、個別に判断します。その上で、授業料として支援対象と認めたものについてのみ支給します。施設費や学生活動費については、授業料の支援対象外となる場合があります。

Q４－10　受入機関である大学では語学学習のみのプログラムに参加し、探求活動は別の民間団体で行う予定です。この場合、大学の語学学習プログラムの授業料は支援対象となりますか？

A４－10　授業料は、留学先国・地域の受入機関（大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関に限る。）において、講義の受講や探求活動等の実施にあたり、当該受入機関に支払う必要のある費用を対象とします。設問例の場合、大学の語学学習プログラムの授業料は支援対象となります。

Q４－11　民間団体で探求活動を行う場合、参加費用は授業料の支援対象となりますか？

A４－11　留学先国・地域の受入機関（大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関に限る。）における授業料のみが支援の対象となります。民間団体での探求活動にかかる費用は支援の対象外です。

選考・審査について

Q５－１　審査の流れを教えてください。

A５－１　短期コースについては、留学計画書等の書面審査によって選考を実施します。中長期コースについては、書面審査（一次審査）及び書面審査合格者を対象とした面接審査（二次審査）によって選考を実施します。

Q５－２　申請者数が募集人数を下回った場合でも、選考・審査は実施しますか？

A５－２　申請者数に関わらず、本事業の派遣留学生として相応しいか判断するため、審査を実施します。

Q５－３　学部生と大学院生では留学計画の質やレベルが異なりますが、考慮されることはありますか？

A５－３　本制度は本人（学生）自ら留学計画を立てることを重視しており、自分が将来希望する分野や方法で、世界に羽ばたいていきたいという明確な目的意識や、目標の実現に向け、今何をすべきかを自ら考え、計画し、実行する主体性などを審査するため、学部生か大学院生かを考慮することはありません。

Q５－４　選考結果について、不合格の場合には理由を教えてもらえますか？

A５－４　選考に関する問合せについては、一切お答えできません。

事前研修・事後研修について

Q６－１　事前研修・事後研修はいつ実施されますか？

A６－１　令和８年度（2026 年度）短期コース（春留学）の採用決定者の事前研修は、2026 年 12 月 26 日（土）、2027 年１月 16 日（土）に実施する予定ですので、都が指定するいずれか１日に参加してください。事後研修については決まり次第、別途お知らせします。

Q６－２　事前研修・事後研修の開催地・会場はどこになりますか？

A６－２　会場については、東京都内を予定しています。詳細については、決まり次第、別途お知らせします。

Q６－３　事前研修・事後研修の指定日に参加できない場合はどうすればよいですか？（2026.９.14 追加）

A６－３　事前研修・事後研修は、本制度の一環として、所定の内容を履修していただく必要があります。原則として、欠席することは認められません。

ただし、病気や災害のほか、就職活動、資格試験、卒業後の進路状況等については、応募者本人の努力によっても日程調整が困難な事情（※）がある場合は、事前に事務局へご相談ください。事情を確認の上、必要に応じてレポートの提出など代替的な対応を認める場合があります。

事前の相談なく欠席した場合又は指定された代替対応を完了しない場合は、採用又は交付決定の取消しや支援金の返納を求めることがあります。

※就職セミナーや企業説明会等の就職活動や資格試験一般ではなく、日程変更が困難な採用試験・国家試験等を想定しています。また、卒業後についても、個別の事情を確認した上で判断します。

Q６－４　事前・事後研修に参加する際の旅費は支援対象となりますか？

A６－４　航空券の購入や事前・事後研修への参加のほか、ビザ（査証）取得、予防接種及び海外旅行保険等の留学準備にかかる費用を支援する目的で、渡航費等準備金を定額で支給します。

採用決定後の手続きについて

Q７－１　留学計画を変更する際、どの程度の変更なら申請する必要がありますか？

Ａ７－１　採用決定後に留学計画の内容や支援金の支給月数に変更が生じた場合は、程度に関わらず、速やかに留学計画の変更申請を行う必要があります。なお、受入機関について、応募時の留学計画に記載した受入機関への変更であっても変更申請を行う必要があります。

留学計画の変更申請後は、東京グローバル・パスポート事務局において留学計画の変更内容について審査を行います。詳細は募集要項「13　留学計画の変更」を確認してください。

Ｑ７－２　留学計画の変更にあたって、どんなことに注意する必要がありますか？

Ａ７－２　留学計画の変更にあたっては、以下の点に注意してください。

・留学目的・目標そのものを変更することはできません。
・やむを得ず、活動内容に変更が生じた場合は、新たな活動が留学目的・目標とどのように結びついているか、具体的に説明してください。なお、活動内容の変更とは、受入機関の変更や参加するプログラムの変更を指します。
・変更申請を行わずに留学した場合には支援金の支給を終了し、それまでに支給した分の支援金の返納を求めることがあります。また、帰国後の留学計画の変更申請は認めません。
・支援金の支給額は応募時の留学計画において留学先国・地域と留学期間に応じて算定された金額を上限とします。留学計画の変更があった場合、支給額の増額は行いませんが、減額は行います。

その他の注意事項については、派遣留学生としての採用決定後に別途通知します。

安全管理について

Ｑ８－１　安全上、本制度の支援の対象とならない留学先国・地域は、どのように判断すればよいですか？

Ａ８－１　受入機関の所在地が、外務省の「海外安全ホームページ」の危険情報及び感染症危険情報の「レベル２：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではないか確認してください。

Ｑ８－２　留学を希望する国・地域が外務省の「海外安全ホームページ」の危険情報及び感染症危険情報の「レベル２」以上に該当しているのですが、応募することは可能ですか？

Ａ８－２　留学計画の要件を満たさないため応募することはできません。

Ｑ８－３　留学中に受入機関の所在地が、外務省の「海外安全ホームページ」の危険情報及び感染症危険情報の「レベル２」以上となった場合、どのように対応すればよいですか？

Ａ８－３　在籍大学等の指示に従い、自身の身の安全を第一に、留学の中止・中断を含めて判断、行動してください。留学中に「レベル２」以上となった場合は、支援の継続・中止について個別に判断します。

Ｑ８－４　留学中に起きた事故等により生じた費用の負担や現地でのサポートはありますか？

Ａ８－４　留学中に起きた事故や疾病等により生じる費用の負担や現地でのサポートは行いません。留学中は、留学先国・地域に関する情報収集に努めるとともに、在籍大学等や受入機関が定める安全管理の方針に従ってください。また、在籍大学等との連絡を密にしてください。

Ｑ８－５　留学に際し、海外旅行保険等の保険に加入する必要はありますか？

Ａ８－５　海外旅行保険は、海外滞在中の思わぬ病気やけが等への備えとして、安心して留学生活を送る上で必要と考えることから、できる限り加入してください。留学中のトラブル・事故等において、都は一切の責任を負いません。